

各編間相関表

経営管理編		企業管理編		システム運用編	
記載箇所	遵守事項	記載箇所	遵守事項	備考	遵守事項
1.1 安全管理に関する法令の遵守	① 医療情報システムの安全管理に開示する法令等を遵守すること。	5.2版のA項に関する前編を対照して新設	① 医療情報システムの管理に関する法令等について理解し、医療機関等の組織全体として法令等を遵守できるよう、必要措置を講じること。		① 法令上求められる医療情報システムに関する要件等について、企業管理者の整理に基づいて、必要な技術的な対応を抽出し、各システムの整備において措置を行うほか、必要な手順、資料の作成を行うこと。
	② 医療機関等で業務に従事する職員や関係するシステム関連事業者等に対して、医療情報システムに関する法令等を遵守させること。	5.2版のA項に関する前編を対照して新設	② 委託先の医療情報システム・サービス事業者等に対して①に関連して必要な措置を講じるよう契約において求め、その対応状況を定期的に把握すること。委託先事業者が再委託を用いる場合も同様の対応をすること。		
1.2 医療機関等における責任	① 医療情報システムの安全管理に関して、原則として文書化し、管理する体制を整えること。	5.2版第4の趣旨を踏まえて新設	④ 医療機関等の安全管理において必要な規程・文書類の整備		③ 医療情報システムの維持及び運用に必要な手順を整備し、常に最新の状態を維持すること。
	② 患者等への説明を適切に行うための窓口の設置等の対策を行うこと。	5.2版第4の趣旨を踏まえて新設	⑤ 患者等からの相談や苦情への対応を行うための体制を構築すること。		
1.3 情報セキュリティインシデントが起きた場合、医療機関等内、システム関連事業者及び外部関係機関と協働して、インシデントの原因を究明し、インシデントの発生や経緯等を整理すること。	① 情報セキュリティインシデントが生じた場合、医療機関等内、システム関連事業者及び外部関係機関と協働して、インシデントの原因を究明し、インシデントの発生や経緯等を整理すること。	5.2版6.10B(4)の趣旨を踏まえて新設	⑩ 運用に対する点検・監査		
	② 情報セキュリティインシデントが生じた場合、患者の生命・身体への影響を考慮し、可能な限りの医療継続を図るとともに、その原因や対策等について患者、関係機関等に説明する体制を速やかに構築すること。	6.10CS	5.2版4.1B(2)①の趣旨を踏まえて新設	⑪ 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定	







3. 3. 2 情報セキュリティ監査				10. 運用に対する点検・監査				① 医療機関等における医療情報システムの安全管理が適切に行われていることを把握するため、運用の点検を行うこと。技術的な対応に関しては、担当者に点検を命じ、その報告を受け、確認すること。点検に際しては、各職種、手帳等による運用が適切に行われていることを、「5. 安全管理におけるエビデンス」で整備した記録に基づいて確認し、必要があれば改善を行うこと。										
				10. 運用に対する点検・監査				② 医療情報システムの取扱いを委託している場合は、委託先事業者において医療情報システムの安全管理が適切に実施されていることを、委託先事業者からの報告に基づいて確認すること。医療情報システム・サービスの性格上、報告に基づく確認が難しい場合は、SLAに対する評価等の中で確認すること。										
				10. 運用に対する点検・監査				③ 医療情報システムの取扱いに関する点検結果、経路層に報告し、承認を得ること。										
				10. 運用に対する点検・監査				④ 医療情報システムの取扱いの安全管理の状況を客観的に把握するために、定期的に、医療機関等内の企画管理者や担当者から独立した組織又は第三者による監査を実施すること。監査の実施に際しては、監査方針と監査計画を策定の上、経営層の承認を得ること。また、監査結果について、経営層に報告し、承認を得ること。監査結果における指摘事項を踏まえて、適宜管理の見直し等を図ること。	17. 記録のレビュー・システム監査						④ 監査等を行うに際し、技術的な対応に関する監査実施計画の作成や記録の整理等を行い、企画管理者に報告すること。			
				② 内部監査又は外部監査の結果を踏まえ、必要に応じて、安全管理措置の改善に向けた対応を企画管理者やシステム運用担当者に指示するとともに、その対応結果をフォローすること。	4.1(1)の趣旨を踏まえて新設			⑤ 医療情報システムの取扱いの安全管理の状況を客観的に把握するために、定期的に、医療機関等内の企画管理者や担当者から独立した組織又は第三者による監査を実施すること。監査の実施に際しては、監査方針と監査計画を策定の上、経営層の承認を得ること。また、監査結果について、経営層に報告し、承認を得ること。監査結果における指摘事項を踏まえて、適宜管理の見直し等を図ること。	17. 記録のレビュー・システム監査					④ 監査等を行うに際し、技術的な対応に関する監査実施計画の作成や記録の整理等を行い、企画管理者に報告すること。				
3. 安全管理全般（統制、設計、管理等）		① 情報セキュリティインシデントの発生に備え、非常時における業務継続の可否の判断基準を継続する業務内容の選定等に係る意思決定プロセスを検討し、BCP等を整備すること。	6.10C1		11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定			⑥ 非常時の事象が発生した場合、安全管理の状況を適宜把握し、経営層に報告すること。										
					11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定			⑦ 非常時の事象が発生した場合、関係者に対する説明責任等を果たすため、報告対応や広報対応を行うこと。										
					32. サイバー攻撃対策			⑧ サイバーセキュリティ事象による非常時対応が生じた場合に情報交換等を行う関係者の情報をあらかじめ整理した上で、必要に応じて契約等を行うこと。（ここでいう関係者は、利用する医療情報システム・サービスのシステム関連事業者をはじめ、報告対象となる行政機関等、その他必要に応じて助言等の支援を求める外部有識者等が含まれる。）										
					32. サイバー攻撃対策			⑨ サイバー攻撃を受けた（疑い含む）場合や、サイバー攻撃により障害が発生し、個人情報漏洩や医療サービスの提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事象であると判断された場合には、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（医政発1099第1号「医政地発1029第3号「医政地発1029第1号（平成30年10月29日）」）に基づき、所管官庁への連絡等の必要な対応を行うほか、そのために必要な体制を整備すること。また、上記に関わらず、医療情報システムに障害が発生した場合も、必要に応じて所管官庁への連絡を行うこと。										
				② 情報セキュリティインシデントにより、医療機関等内の医療情報システムの全部又は一部に影響が生じる場合に備え、医療情報システムの適切な復旧手順を検討するよう、企画管理者やシステム運用担当者に指示するとともに、当該復旧手順について随時自己点検を行うよう指示した上で、その結果報告を受け、必要に応じて、改善に向けた対応を指示すること。	6.10C2-4			⑩ 非常時における安全管理対策について、担当者に対する実装と対策を踏まえた文書の整備を指示し、確認すること。	11. システム運用管理（通常時・非常時等）						① 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 － 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 － 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにすることにも併し、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 － 非常時ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 － 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 － サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的・物理的に構成分離されたネットワークを整備すること。 － 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。			
				③ 通常時に整備していたBCPが、非常時において迅速かつ的確に実施できよう、通常時から定期的に訓練・演習を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて改善に向けた対応を企画管理者やシステム運用担当者に指示すること。	6.10の趣旨を踏まえて新設	11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		⑪ 非常時の対応状況を定期的に確認し、経営層に報告のうえ、承認を得ること。	11. システム運用管理（通常時・非常時等）					② 医療情報システムの稼働状況などを把握するため、パフォーマンス管理、死活監視などを行うこと。				
3. 4. 1 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の整備と訓練								⑫ サイバーセキュリティ対応計画を踏まえ、対応状況を確認する。技術的な対応・措置については、担当者に対応計画を踏まえた文書の整備を指示し、対応状況を確認すること。	11. システム運用管理（通常時・非常時等）					④ 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 － 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 － 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにすることにも併し、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 － 非常時ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 － 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 － 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。				
								⑬ サイバーセキュリティ事象による非常時対応が生じた場合には、その状況について、定期的に経営層に報告すること。また、当該事象を踏まえ、サイバーセキュリティ対応計画の検証・見直しを実施し、必要に応じて改善を行うこと。	11. システム運用管理（通常時・非常時等）					⑤ 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 － 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 － 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにすることにも併し、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 － 非常時ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 － 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 － サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的・物理的に構成分離されたネットワークを整備すること。 － 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。				
								⑭ サイバーセキュリティ事象による非常時としての対応が生じた場合には、「11. 非常時（災害、サイバー攻撃、システム障害）対応とBCP策定」に示す内容を実施すること。	11. システム運用管理（通常時・非常時等）					⑥ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 － 攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断 － 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の防止のための当該混入機器の隔離 － 他の情報機器への波及の調査や被害の確認のための業務システムの停止 － バックアップからの重要なファイルの復元（重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式（追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ装置やネットワークから切り離れたバックアップデータの保管等）で確保することが重要である）				
					32. サイバー攻撃対策				11. システム運用管理（通常時・非常時等）					⑦ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 － 攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断 － 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の防止のための当該混入機器の隔離 － 他の情報機器への波及の調査や被害の確認のための業務システムの停止 － バックアップからの重要なファイルの復元（重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式（追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ装置やネットワークから切り離れたバックアップデータの保管等）で確保することが重要である）				
					32. サイバー攻撃対策				11. システム運用管理（通常時・非常時等）					⑧ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 － 攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断 － 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の防止のための当該混入機器の隔離 － 他の情報機器への波及の調査や被害の確認のための業務システムの停止 － バックアップからの重要なファイルの復元（重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式（追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ装置やネットワークから切り離れたバックアップデータの保管等）で確保することが重要である）				
3. 4 情報セキュリティインシデントへの対策と対応		① 情報セキュリティインシデントの発生に備え、システム関連事業者又は外部有識者と非常時を想定した情報共有支援に関する取決の中核体制を整備するよう、企画管理者に指示すること。	6.10B(4)の趣旨を踏まえて新設		11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定			⑫ 医療情報システムの安全管理に關して、非常時における対応方針と対応手順・内容の整備を行い、経営層の承認を得ること。対応方針には、非常時の定義のほか、通常時一時的の復旧に向けた計画を含めること。	11. システム運用管理（通常時・非常時等）					① 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 － 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 － 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにすることにも併し、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 － 非常時ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 － 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 － サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的・物理的に構成分離されたネットワークを整備すること。 － 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。				
									11. システム運用管理（通常時・非常時等）					② 医療情報システムの稼働状況などを把握するため、パフォーマンス管理、死活監視などを行うこと。				
									18. 外部からの攻撃に対する安全管理措置					③ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 － 攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断 － 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の防止のための当該混入機器の隔離 － 他の情報機器への波及の調査や被害の確認のための業務システムの停止 － バックアップからの重要なファイルの復元（重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式（追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ装置やネットワークから切り離れたバックアップデータの保管等）で確保することが重要である）				



				11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		② 医療機関等が定める非常時の定義やBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）との整合性を確認して対応方針を策定すること。																	
				11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		① 医療情報システムの安全管理に関して、非常時における対応方針と対応手順・内容の整理を行い、経営層の承認を得ること。対応方針には、非常時の定義のほか、通常時への復旧に向けた計画を含めること。																	
3. 4. 2 情報共有・支援、情報収集				11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		② 医療機関等が定める非常時の定義やBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）との整合性を確認して対応方針を策定すること。				11. システム運用管理（通常時・非常時等）										① 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 「非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにすること」も、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 「非常時ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること」。 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的・物理的に構成分割されたネットワークを整備すること。 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。			
				12. サイバー攻撃対策		② サイバーセキュリティ対策を踏まえ、サイバーセキュリティ対応計画を策定し、経営層に報告し、承認を得ること。				18. 外部からの攻撃に対する安全管理措置											③ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 「攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断」 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の抑制のための当該混入機器の隔離 他の情報機器への波及の調査等被害の確認のための業務システムの停止 バックアップからの重要なファイルの復元（重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式（追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、確立がサーバ設置やネットワークから切り離したバックアップデータの保管等）で確保することが重要である）		
				12. サイバー攻撃対策		③ サイバーセキュリティ対応計画を踏まえ、その内容を各規程や手順等に反映すること。																	
	③ 情報セキュリティインシデントの本格的な発生を防止し、通常時から医療情報システムに関係する脆弱性対策やEOS（End of Sale, Support, Service：販売終了、サポート終了、サービス終了）等に関する情報を収集し、速やかに対策を講じることができるとする体制を整えよう、企画管理者やシステム運用担当者に指示すること。		6.2.3C5の題目から新設	11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		④ 非常時の事業発生への対応等に関して、医療機関等の職員、外部の関係者等に対する教育を行うほか、定期的に訓練を実施すること。訓練等の結果や評価を、適宜、非常時の対応手順等に反映させること。				11. システム運用管理（通常時・非常時等）												④ 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 「非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにすること」も、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 「非常時ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること」。 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的・物理的に構成分割されたネットワークを整備すること。 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。	
				12. サイバー攻撃対策		⑤ サイバーセキュリティ対応計画を踏まえ、その内容を各規程や手順等に反映すること。																	
	① 情報セキュリティインシデントの発生に備え、厚生労働省、都道府県警察の担当部署や所管官庁等に速やかに報告するために必要な手順や方法、体制などを整備するよう、企画管理者に指示すること。		6.10C5	12. サイバー攻撃対策		⑥ サイバーセキュリティ事象による非常時対応が生じた場合に情報交換を行う関係者の情報をあらかじめ整理した上で、必要に応じて契約を行うこと。（ここでいう関係者は、利用する医療情報システム・サービスのシステム関連事業者をはじめ、報告対象となる行政機関等、その他必要に応じて助言等の支援を求めた外部有識者等が含まれる。）																	
				12. サイバー攻撃対策		⑦ サイバー攻撃を受けた（疑い含む）場合や、サイバー攻撃により障害が発生し、個人情報の漏洩や医療サービスの提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事実であると判断された場合には、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（医政総発1029第1号 医政地発1029第3号 医政研発1029第1号 平成30年10月29日）に基づき、所管官庁への連絡等の必要な対応を行うほか、そのために必要な体制を整備すること。また、上記に関わらず、医療情報システムに障害が発生した場合も、必要に応じて所管官庁への連絡を行うこと。																	
3. 4. 3 情報セキュリティインシデントへの対応体制				11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		⑧ 非常時の事業発生に伴い、対応した内容について、事後検証を行い、その内容を経営層に報告し、承認を得ること。その検証結果や評価を、適宜、非常時の対応手順等に反映させること。																	
	② 情報セキュリティインシデントが発生した場合に、厚生労働省等への報告のほかに、患者等に対する公表・広報を適切に行える体制を、通常時から整備すること。		6.10C5	12. サイバー攻撃対策		⑧ サイバーセキュリティ事象による非常時対応が生じた場合に情報交換を行う関係者の情報をあらかじめ整理した上で、必要に応じて契約を行うこと。（ここでいう関係者は、利用する医療情報システム・サービスのシステム関連事業者をはじめ、報告対象となる行政機関等、その他必要に応じて助言等の支援を求めた外部有識者等が含まれる。）																	
	① 医療情報システムの安全管理に必要な対策項目の概要を認識した上で、企画管理者やシステム運用担当者に対して、それぞれの対策項目に属する具体的な方法について整理する旨を指示し、それぞれの対策事項が対応できている旨を確認すること。		6.7改	8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		① 医療機関等において保有する医療情報の管理、医療機関等外への持ち出し、破壊等の方針と手順等を含む情報管理に関する規程等を定め、当該規程等に基づいて適切に医療情報を管理すること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													⑨ 破壊に関する規程を踏まえて、把握した情報種ごとに具体的な破壊の手順を定めること。手順には破壊を行う条件、破壊を行うことができる職員、具体的な破壊方法を定めること。また情報の破壊については、企画管理者に報告すること。 ⑩ 情報管理規程自体を破壊する場合、必ず専門的な知識を有するものが行うこと。また、破壊終了後、残存し、読み出し可能な医療情報がないことを確認すること。 ⑪ 外部保存を受託する事業者には破壊を委託した場合は、確実に医療情報が破壊されたことを、証拠または事業者の説明により確認すること。
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		② 医療機関等において保有する医療情報の管理において、各医療情報に関する管理責任者を定め、適切に管理するよう指示すること。また、管理責任者から管理状況に関する報告を受け、必要に応じて改善を指示すること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													⑫ 医療機関等が保有している情報機器等の重要な情報機器には適切な防止を講ずること。
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		③ 医療情報が保存されている場所等については、記録・識別、入室の制限等の管理を行うこと。また、医療情報の保管場所には施錠等の対応を行うこと。				12. 物理的安全管理措置													⑬ 個人情報が保管されている情報機器等の重要な情報機器には適切な防止を講ずること。
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		④ 医療機関等における医療情報の管理状況を把握し、経営層の承認を得ること。管理状況の把握のため、医療機関等が保有する医療情報について定期的な診断や管理実態の確認を行うこと。特に患者に関する情報は、患者ごとに識別できるように管理すること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													⑭ 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順を作成し、適用すること。その際、情報種による重要度を踏まえた安全対策の設計
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		⑤ 医療機関等外への医療情報の持ち出しに関する手順等を定める際は、リスク評価に基づいて、医療情報の持ち出しに関する対応方針や、持ち出し情報、持ち出し方法や管理方法について情報管理に関する規程で定めること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													⑯ 医療情報が格納された可搬媒体及び情報機器の所在を台帳等により管理に関する手順を作成し、これに基づき持ち出し等の対応を行う。併せて定期的に確認を行う手順を作成する。
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		⑥ 医療機関等外への医療情報の持ち出しに関する手順等を定める際は、医療情報を記録した媒体や情報機器を用いる持ち出しのほか、ネットワークを通じて外部に医療情報を送信し、又は外部から医療情報を保存する場所等にネットワークを通じて医療情報の閲覧や受信・取り込みを行う場合も想定すること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													⑰ 医療機関及び情報機器の持出しについて、運用管理規程に基づき、手順の策定と管理を行い、その状況を定期的に企画管理者に報告すること。
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		⑧ 医療機関等外への医療情報の持ち出しに関する手順等を定める際は、医療情報を記録した媒体や情報機器を用いる持ち出しのほか、ネットワークを通じて外部に医療情報を送信し、又は外部から医療情報を保存する場所等にネットワークを通じて医療情報の閲覧や受信・取り込みを行う場合も想定すること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													⑱ 保守業務を行う事業者に対して、原則として個人情報を含むデータの持出しを禁止すること。やむを得ず持ち出しを認める場合には、企画管理者の承認を得て許諾すること。 ⑳ 医療機関及び情報機器等の持ち出しに際しては施錠、置き忘れ等に対応する措置として、医療情報や情報機器等に対する番号化やアクセスパスワードの設定等、容易に内容を読み取られないようにすること。
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		⑧ 医療機関等外への医療情報の持ち出しに関する手順等を定める際は、医療情報を記録した媒体や情報機器を用いる持ち出しのほか、ネットワークを通じて外部に医療情報を送信し、又は外部から医療情報を保存する場所等にネットワークを通じて医療情報の閲覧や受信・取り込みを行う場合も想定すること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													㉑ 持ち出した利用者が情報機器を、医療機関等が管理しない外部のネットワークや他の外部媒体に接続したりする場合は、不正ソフトウェア対策ソフトウェアやマルウェアの導入等により、情報漏洩が情報漏洩、改ざん等の対象にならないよう対策を実施すること。
				8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）		⑧ 医療機関等外への医療情報の持ち出しに関する手順等を定める際は、医療情報を記録した媒体や情報機器を用いる持ち出しのほか、ネットワークを通じて外部に医療情報を送信し、又は外部から医療情報を保存する場所等にネットワークを通じて医療情報の閲覧や受信・取り込みを行う場合も想定すること。				7. 情報の持出し・管理・破壊等													㉒ 持ち出した情報機器等について、公衆無線LANの利用がなされた場合には、利用後に端末の安全性を確認できる手順を策定すること。

										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑥ 持ち出した医療情報を取り扱う情報機器には、必要最小限のアプリケーションのみをインストールするとともに、原則として情報機器に対する変更権限がないような設定を行うこと。業務に使用しないアプリケーションや機能については削除又は停止するか、業務に対して影響がないことを確認すること。
										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑦ 保守作業等のどうしても必要な場合を除いてリモートログインを行うことができないように、適切に管理されたリモートログインのみに制限する機能を設けなければならない。
										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑧ 利用者による外部からのアクセスを許可する場合は、遠隔、のみすまし防止及びアクセス管理を実現したVPN技術により安全性を確保した上で、仮想デスクトップ等を利用する運用の要件を設定すること。
	8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）			② 持ち出した医療情報を格納する（外部からアクセスして格納する場合を含む。）記録媒体や情報機器の盗難、紛失が生じた際の対応について情報管理に関する規程に定めること。						7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑨ 医療情報及び情報機器等の持出しに際しての盗難、置き忘れ等に対応する措置として、医療情報や情報機器等に対する暗号化やアクセスパスワードの設定等、容易に内容を読み取られないようにすること。
										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑩ 医療情報を格納する記録媒体や情報機器の盗難や紛失（ネットワークサービスの利用等による漏洩の可能性の発生含む）が生じた場合に、行うべき手順を作成するとともに、可能な範囲で紛失や盗難に対応した措置を事前に講じること。
	8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）			③ 医療機関等の外部からのアクセスについて、許諾対象者、許諾条件やアクセス範囲等、許諾を得るための手順等を定めること。						7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑪ 保守作業等のどうしても必要な場合を除いてリモートログインを行うことができないように、適切に管理されたリモートログインのみに制限する機能を設けなければならない。
										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑫ 利用者による外部からのアクセスを許可する場合は、遠隔、のみすまし防止及びアクセス管理を実現したVPN技術により安全性を確保した上で、仮想デスクトップ等を利用する運用の要件を設定すること。
										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑬ 患者等に医療情報を閲覧させる場合、医療情報を開示しているコンピュータシステムを通じて、医療機関等の内部のシステムに不正な侵入等が起こらないように、例えば、システムやアプリケーションを切り分け、ファイアウォール、アクセス監視、通信のTLS暗号化、PKI（Public Key Infrastructure：公開鍵暗号基盤）認証等の対策を実施すること。
	8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）			④ 医療情報の破壊に関する手順等を定める際は、情報種類ごとに破壊の手順を定めること。当該手順には破壊を行う条件、破壊を行うことができる職員、具体的な破壊方法を含めること。						7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑭ 破壊に関する規程を踏まえて、把握した情報種別ごとに具体的な破壊の手順を定めること。手順には破壊を行う条件、破壊を行うことができる職員、具体的な破壊方法を含めること。また情報の破壊については、企画管理者に報告すること。
										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑮ 情報処理機器自体を破壊する場合、必ず専門的な知識を有するものを行うこと。また、破壊終了後、残存し、読み出し可能な医療情報がないことを確認すること。
										7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑯ 外部保存を受託する事業者に破壊を委託した場合は、確実に医療情報が破壊されたことを、証憑または事業者の説明により確認すること。
	8. 情報管理（管理、持出し、破壊等）			⑤ 保存等を委託している医療情報を破壊する場合、委託先事業者に対して、医療情報の破壊等（格納する記録媒体・情報機器等の破壊含む）を行ったことについての証拠等の提出を求めること。システム関連事業者のサービス等の性格上、破壊等を行ったことの証拠の提出を求めることが困難な場合には、当該事業者における破壊等の手順等の提供を求め、委託先事業者における破壊の手順等が、医療機関等が定める破壊の手順等に適合するよう、事前に協議した上で、委託契約等の内容にも含めること。						7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑰ 外部保存を受託する事業者に破壊を委託した場合は、確実に医療情報が破壊されたことを、証憑または事業者の説明により確認すること。
	9. 医療情報システムに用いる機器等の資産管理			⑥ 医療情報システムにおいて用いる情報機器等の資産管理を行うのに必要な規程その他の資料を整備し、その管理を行うこと。（なお、情報機器等には、物理的な資産のほか、医療情報システムが利用するサービス、ライセンスなども含む。）						7. 情報の持出し・管理・破壊等				
	9. 医療情報システムに用いる機器等の資産管理			⑦ 医療機関等が管理する情報機器等について、台帳管理等を行うこと。台帳管理等の対象は、医療機関等内部の購入部署や購入形態に関わらず、医療情報システムで利用する情報機器等全てとすること。						7. 情報の持出し・管理・破壊等				
	9. 医療情報システムに用いる機器等の資産管理			⑧ 医療情報システムが利用するサービスに関して、安全管理の観点から、利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対してサービスにおける状況（サービスの機密性、クラウドサービス等における可用性、システム関連事業者が示す規約内容の変更状況等）が適切なものとなっていることを確認するよう指示し、報告を受けた上で、必要があれば契約変更等の対応を行うこと。						8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置				⑱ 企画管理者と協働して、医療情報システムで用いる情報機器等やソフトウェアの脆弱性を行うための手順を策定し、定期的に変更すること。脆弱の際には、情報機器等の減失状況なども併せて確認すること。
	9. 医療情報システムに用いる機器等の資産管理			⑨ 医療情報システムにおいて利用する情報機器等が、安全管理の観点から利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対して、情報機器等における状況（ソフトウェアやファームウェアのアップデートの状況、脆弱性に関する対応状況等）を確認するよう指示し、報告を受け、適宜必要な対応を行うこと。						8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置				⑲ IoT機器を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。機械装置等に付属するシステム・機能についても同様である。 (1) IoT機器により医療情報を取り扱う場合は、製造販売業者から提供を受けた当該医療機器のサイバークリテリティに関する情報を基にリスク分析を行い、その取扱に係る運用管理規程を定めること。 (2) IoT機器には、製品出荷後にファームウェア等に関する脆弱性が発見されることがある。システムやサービスの脆弱性を踏まえ、IoT機器のセキュリティ上重要なアップデートを必要なタイミングで適切に実施する方法を検討し、適用すること。 (3) 脆弱が終了した又は不具合のために使用を停止したIoT機器をネットワークに再接続したまま放置すると不正に接続されるリスクがあるため、対策を実施すること。
	9. 医療情報システムに用いる機器等の資産管理			⑩ 医療情報システムが利用するサービスに関して、安全管理の観点から、利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対してサービスにおける状況（サービスの機密性、クラウドサービス等における可用性、システム関連事業者が示す規約内容の変更状況等）が適切なものとなっていることを確認するよう指示し、報告を受けた上で、必要があれば契約変更等の対応を行うこと。						8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置				⑳ BYODの実施に関する規程に基づいて、具体的な手順と設定を行い、企画管理者に報告すること。
	9. 医療情報システムに用いる機器等の資産管理			⑪ 医療情報システムで利用する情報機器等の資産管理状況を把握した上で、経路解に報告し、承認を得ること。						8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置				㉑ BYODであっても、医療機関等が管理する情報機器等と同等の対策が講じられるよう、手順を作成すること。
	13. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限			⑫ リスク評価に基づいて、医療情報システムにおける利用者の認証等及びアクセス権限に関する規程を整備し、管理すること。						14. 認証・認可に関する安全管理措置				⑲ 企画管理者と協働して、医療情報システムで用いる情報機器等やソフトウェアの脆弱性を行うための手順を策定し、定期的に変更すること。脆弱の際には、情報機器等の減失状況なども併せて確認すること。
	13. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限			⑬ 医療情報システムで利用する認証方法が安全なものとなるよう、担当者に対して、リスク評価に基づいて適切な方法を採用することを指示し、その報告を受けらる。						14. 認証・認可に関する安全管理措置				㉒ 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、規程、マニュアル等で文書化すること。
										14. 認証・認可に関する安全管理措置				㉓ 利用者の識別・認証にユーザIDとパスワードの組み合わせを用いる場合、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を実施すること。
										14. 認証・認可に関する安全管理措置				㉔ 利用者の識別・認証にICカード等のセキュリティ・デバイスを用いる場合、ICカードの破損等、セキュリティ・デバイスが利用できないときを想定し、緊急時の代替手段による一時的なアクセスルールを用意すること。
										14. 認証・認可に関する安全管理措置				㉕ 利用者認証にパスワードを用いる場合には、令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後、新規導入又は更新するに際しては、二要素認証を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行うこと。 ② 利用者認証にパスワードを用いる場合には、令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後、新規導入又は更新するに際しては、二要素認証を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行うこと。
										14. 認証・認可に関する安全管理措置				- 類推されやすいパスワードを使用させないよう、設定可能なパスワードに制限を設けること。 - 医療情報システム内のパスワードファイルは、パスワードを暗号化（不可逆変換によること）した状態で、適切な手法で管理・運用すること。 - 利用者のパスワードの失念や、パスワード漏洩のおそれなどにより、医療情報システムのシステム運用担当者がパスワードを変更する場合には、利用者の本人確認を行うとともに、どのような手法で本人確認を行ったのかを台帳に記載（本人確認を行った書類等のコピーを添付）すること。また、変更したパスワードは、利用者本人以外が知り得ない方法で通知すること。なお、パスワード漏洩のおそれがある場合には、速やかにパスワードの変更を含む適切な処置を講じること。
	13. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限			⑭ 医療機関等の内部における利用者については、医療機関等に所属することが前提となるよう管理すること。所属に関する実態を認証の仕組みにおいて適切に反映できるよう、担当者に対して、人事等の情報と整合性をもって利用者のID等を持つ等の必要な手順を作成するよう指示すること。						14. 認証・認可に関する安全管理措置				- 医療情報システムのシステム運用担当者であっても、利用者のパスワードを推定できないようにすること（設定ファイルにパスワードが混入しないこと） ① 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、規程、マニュアル等で文書化すること。



				13. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限		④ 医療情報システムの利用権限は、医療従事者の資格や医療機関内の権限規程に応じたものとして、 ⑤ 医療情報システムの管理権限や、医療情報システム、情報機器等で用いるID等の安全管理を行うこと。管理権限については、担当者に対して、医療情報システムにおいて利用される管理権限の種類とそのID、利用が認められている者等を管理して一元化するよう指示すること。システム等で用いるID等については、担当者に安全性の確認を指示し、必要に応じて認証に関する情報の変更等を指示すること。 ⑥ 電子カルタにおける記録の確定に関して、以下の事項を規程等に含めること。 - 入力者及び確定者の識別・認証 - 記録の確定手順、識別情報の記録の保存 - 更新履歴の保存 - 代行入力を実施する場合、代行入力を認める業務、代行が許可される依頼者と実施者			14. 認証・認可に関する安全管理措置		① 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ② アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。 ③ 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ④ アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。 ⑤ 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ⑥ アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。 ⑦ 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ⑧ 医療機関等で用いる医療情報システムにおいて用いるIDについて、台帳管理等を行うほか、定期的に権限を行い、不要なものは適宜削除すること等を含む手順を作成すること。 ⑨ 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ⑩ 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ⑪ 電子カルタシステムにおける記録の確定手順の確実な実施と、識別情報の記録について、以下の機能があることを確認すること。 a 電子カルタシステム等でPC等の汎用入力端末により記録が作成される場合 b 診療録等の作成・保存を行う時、確定された情報を登録できる仕組みをシステムに備えること。その際、登録する情報に、入力者及び確定者の氏名等の識別情報、信賴できる時間帯を用いた付目録を含めること。 c 「記録の確定」を行うに当たり、内容を十分に確認できるようにすること。 d 「記録の確定」は、確定を実施できる権限を持った確定者を実施させること。 e 確定された記録に対する故意の虚偽入力、書換え、消去及び隠蔽を防止するための対策を実施するとともに、原状回復のための手順を検討しておくこと。 f 一定時間経過後に記録が自動確定するような運用の場合は、入力者及び確定者を特定する明確なルールを運用管理規程に定めること。 g 確定者が何らかの理由で確定操作ができない場合における記録の確定の責任の所在を明確にすること。例えば、医療情報システム安全管理責任者が記録の確定を実施する等のルールを運用管理規程に定めること。					
				13. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限		④ 医療情報システムの管理権限や、医療情報システム、情報機器等で用いるID等の安全管理を行うこと。管理権限については、担当者に対して、医療情報システムにおいて利用される管理権限の種類とそのID、利用が認められている者等を管理して一元化するよう指示すること。システム等で用いるID等については、担当者に安全性の確認を指示し、必要に応じて認証に関する情報の変更等を指示すること。			14. 認証・認可に関する安全管理措置		① 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ② アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。					
				13. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限		⑦ 医療情報システムで利用するID等についての権限を定期的に行い、不要なものについては削除すること。権限については、担当者に具体的な手順等の策定を指示すること。また、権限結果を経営層に報告し、承認を得ること。			14. 認証・認可に関する安全管理措置		① 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ② アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。					
				13. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限		⑧ 電子カルタにおける記録の確定に関して、以下の事項を規程等に含めること。 - 入力者及び確定者の識別・認証 - 記録の確定手順、識別情報の記録の保存 - 更新履歴の保存 - 代行入力を実施する場合、代行入力を認める業務、代行が許可される依頼者と実施者			14. 認証・認可に関する安全管理措置		① 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、 ② アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。					
				14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名		① 法令で署名又は記名・押印が義務付けられた文書において、記名・押印を電子署名に代える場合、以下の条件を満たす電子署名を行うこと。 1.以下の電子証明書を用いて電子署名を施すこと (1)「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を施すこと。なお、これはローカル署名のほか、リモート署名、立人型電子署名の場合も同様である。 (2)法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書については、以下の(a)〜(c)のいずれかにより、医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子証明書を用いた電子署名を用いること。【以下略】 2.法定保存期間等の必要な期間、電子署名の検証を継続して行うことができるよう、必要に応じて電子署名を含む文書全体にタイムスタンプを付与すること (1)タイムスタンプは、第三者による検証を可能にするため、「時系列認証業務の認定に関する規程」に基づき認定された事業者(認定事業者)が提供するものを使用すること。なお、一般財団法人日本データ通信協会が認定した時刻認定事業者(タイムビジネスに係る指針等で示されている時刻認定事業者の基準に準拠し、一般財団法人日本データ通信協会が認定した時刻認定事業者、以下「認定時刻認定事業者」という。)については、令和4年以後、届による認定制度に順次移行する予定であることから、当面の間、認定時刻認定事業者によるものを使用しても差し支えない。 (2)法定保存期間中、タイムスタンプの有効性を継続できるようにするための対策を実施すること。 (3)タイムスタンプの利用や長期保存に関しては、今後も、関係府省の通知や指針の内容や標準技術、関係ガイドラインに留意しながら適切に対策を実施すること。 (4)タイムスタンプを付与する時点で有効な電子証明書を用いること。			15. 電子署名、タイムスタンプ		① 法令で定められた記名・押印のための電子署名について、企画管理編「14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名」に示す条件を満たすサービスを選択し、医療情報システムにおいて、利用できるように措置を講ずること。					
				14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名		② 電子署名に用いる秘密鍵の管理が、認証局が定める「証明書ポリシー」(CP)等で定める鍵の管理の要件を満たして行われよう、利用者に指示し、管理すること。			15. 電子署名、タイムスタンプ		① 法令で定められた記名・押印のための電子署名について、企画管理編「14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名」に示す条件を満たすサービスを選択し、医療情報システムにおいて、利用できるように措置を講ずること。					
				15. 技術的な対策の管理		① 物理的安全対策のうち医療情報及び医療情報システムを保管する場所について、リスク評価を踏まえて、その場所の選定を企画管理者と協議して検討し、決定すること。検討に際しては、医療情報を格納する情報機器や記録媒体を物理的に保管するための施設が、災害(地震、水害、落雷、火災等)並びにそれに伴う停電等に耐えうる機能を備え、災害による障害(結露等)について対策が講じられている建築物に設置することなどを考慮すること。 ② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュア環境への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入検知装置等を設置されていることを確認すること。 ③ 個人情報や保護されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講ずること。			12. 物理的安全管理措置		① 医療情報及び医療情報システムを保管する場所について、リスク評価を踏まえて、その場所の選定を企画管理者と協議して検討し、決定すること。検討に際しては、医療情報を格納する情報機器や記録媒体を物理的に保管するための施設が、災害(地震、水害、落雷、火災等)並びにそれに伴う停電等に耐えうる機能を備え、災害による障害(結露等)について対策が講じられている建築物に設置することなどを考慮すること。 ② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュア環境への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入検知装置等を設置されていることを確認すること。 ③ 個人情報や保護されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講ずること。					
				15. 技術的な対策の管理		② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入退室管理(施設、調剤、記録)を行うよう、管理内容を含み規程等を策定すること。医療機関等の施設外からの入力・参照等が可能な端末等についても同様である。			12. 物理的安全管理措置		① 医療情報及び医療情報システムを保管する場所について、リスク評価を踏まえて、その場所の選定を企画管理者と協議して検討し、決定すること。検討に際しては、医療情報を格納する情報機器や記録媒体を物理的に保管するための施設が、災害(地震、水害、落雷、火災等)並びにそれに伴う停電等に耐えうる機能を備え、災害による障害(結露等)について対策が講じられている建築物に設置することなどを考慮すること。 ② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュア環境への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入検知装置等を設置されていることを確認すること。 ③ 個人情報や保護されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講ずること。					
				15. 技術的な対策の管理		③ 記録媒体及び記録機器の保管及び取扱いについて、運用管理規程を作成し、適切な保管及び取扱いを行うよう関係者に周知徹底するとともに、教育を実施すること。また、保管及び取扱いに関する作業履歴を残すこと。			12. 物理的安全管理措置		① 医療情報及び医療情報システムを保管する場所について、リスク評価を踏まえて、その場所の選定を企画管理者と協議して検討し、決定すること。検討に際しては、医療情報を格納する情報機器や記録媒体を物理的に保管するための施設が、災害(地震、水害、落雷、火災等)並びにそれに伴う停電等に耐えうる機能を備え、災害による障害(結露等)について対策が講じられている建築物に設置することなどを考慮すること。 ② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュア環境への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入検知装置等を設置されていることを確認すること。 ③ 個人情報や保護されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講ずること。					
				15. 技術的な対策の管理		④ 医療情報システムが情報を保存する場所(内部、可搬媒体)を明示し、その場所ごとの保存可能容量(サイズ)、期間、リスク、レスポンス、バックアップの頻度や方法を明確にすること。これらを運用管理規程に定め、その運用を関係者全員に周知徹底すること。			11. システム運用管理(通常時・非常時等)		① 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 - 「非常時のユーザーアカウントや非常時機能」の手順を整備すること。 - 「非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにすることにも」も使用された場合に使えなくなったことが検知できるよう、適切に管理及び監視すること。 - 非常時ユーザーアカウントが使用された場合、正装復旧後は継続使用ができないよう変更すること。 - 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備え、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 - サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的・物理的に構成分割されたネットワークを整備すること。 - 重要なファイルは複数バックアップを複数の方で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。					
									12. 物理的安全管理措置		④ 医療情報及び医療情報システムのバックアップは、企画管理者が定める運用管理規程等と整合性がとれる措置とし、確保したバックアップは非常時に利用できるよう、適切に管理すること。					

4. 安全管理に必要な対策全般

4. 1 必要な対策項目の概要

										18. 外部からの攻撃に対する安全管理措置	④ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 ・攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断 ・他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の抑制のための当該混入機器の隔離 ・他の情報機器への波及の調査等被害の確認のための業務システムの停止 ・バックアップからの重要なファイルの復元(重要なファイルは数世代バックアップを複数方式(追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ設置やネットワークから切り離したバックアップデータの保管等)で確保することが重要である)			
										12. 物理的安全管理措置	⑤ 記録媒体、ネットワーク回線、設備の劣化による情報の読み取り不能又は不完全な読み取りを防止するため、記録媒体が劣化する前に、当該記録媒体に保管されている情報を新たな記録媒体又は情報機器に複写等の情報の保管措置を講ずること。			
		15. 技術的な対策の管理								8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	⑧ ソフトウェア構築時、適切に管理されていない記録媒体の使用時、外部からの情報受領時には、コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアが混入していないか確認すること。適切に管理されていないと考えられる記録媒体を利用する際には、十分な安全確認を実施し、細心の注意を払って利用すること。			
		15. 技術的な対策の管理								8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	⑨ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協議して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性(不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む)への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。			
										8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	⑩ 常時不正ソフトウェアの混入を防ぐ適切な措置をとること。また、その対策の有効性・安全性の確認・維持(例えばバターンファイルの更新の確認・維持)を行うこと。			
										8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	⑪ 医療情報システムに接続するネットワークのトラフィックにおける脅威の拡散等を防止するために、不正ソフトウェア対策ソフトのパターンファイルやOSのセキュリティ・パッチ等、リスクに対してセキュリティ対策を適切に適用すること。			
										8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	⑫ メールやファイル交換にあたっては、実行プログラム(マクロ等含む)が含まれるデータやファイルの送受信禁止、又はその実行停止の実施、無害化処理を行うこと。なお、保守等やむを得ずファイル送信等を行う場合、送信側で無害化処理が行われていることを確認すること。			
										8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	⑬ 情報機器に対して起動パスワード等を設定すること。設定にあたっては製品等の出荷時におけるパスワードから変更し、推定しやすいパスワード等の利用を避けるとともに、情報機器の利用方法等に応じて必要があれば、定期的なパスワードの変更等の対策を実施すること。			
										8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	⑭ IoT機器を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。検査装置等に付属するシステム・機器についても同様である。 (1) IoT機器により医療情報を取り扱う場合は、製造販売業者から提供を受けた当該医療機器のサイセキュリティに関する情報を基にリスク分析を行い、その危険性に基づく運用管理規程を定めること。 (2) IoT機器には、製造出荷後のソフトウェア等に関する脆弱性が発見されることがある。システムやサービスの特徴を踏まえ、IoT機器のセキュリティ上重要なアップデートを必要なタイミングで適切に実施する方法を検討し、運用すること。 (3) 使用が終了した又は不具合のために使用を停止したIoT機器をネットワークに接続したまま放置すると不正に接続されるリスクがあるため、対策を実施すること。			
										18. 外部からの攻撃に対する安全管理措置	④ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 ・攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断 ・他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の抑制のための当該混入機器の隔離 ・他の情報機器への波及の調査等被害の確認のための業務システムの停止 ・バックアップからの重要なファイルの復元(重要なファイルは数世代バックアップを複数方式(追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ設置やネットワークから切り離したバックアップデータの保管等)で確保することが重要である)			
		15. 技術的な対策の管理								13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	① ネットワーク利用に関連する具体的な責任分界、責任の所在の範囲を明らかにし、企画管理者に対して報告すること。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	② セッション乗っ取り、IPアドレス詐称等のなりすましを防止するため、原則として医療機関等が経路等を管理する、セキュアなネットワークを利用すること。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	③ オープンなネットワークからオープンではないネットワークへの接続までの間にチャネル・セキュリティの確保を期待してネットワークを構成する場合には、選択するサービスのチャネル・セキュリティの確保の範囲を電気通信事業者に確認すること。 ④ オープンではないネットワークを利用する場合には、必要に応じてデータ送信元と送信先での、ルータ等の拠点の出入り口・使用機器・使用機器上の機能単位・利用者等の選択するネットワークに応じて、必要な単位で、互いに確認し、採用する通信方式や、採用する認証手段を決めること。採用する認証手段は、PKIによる認証、Eurosのような鍵配布、事前配布された共通鍵の利用、ワンタイムパスワード等、容易に解除されない方法が望ましい。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	⑤ ルータ等のネットワーク機器において、安全性が確認できる機器を利用し、不正な機器の接続や不正なデータやソフトウェアの混入が生じないよう、セキュリティ対策を実施すること。特にVPN接続による場合は、施設内のルータを経由して見なされる施設間を結ぶ通信経路の間で送信できないように経路を設定すること。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	⑥ オープンなネットワークにおいて、IPsecによるVPN接続等を利用せずHTTPSを利用する場合、TLSのプロトコルバージョンをTLS1.3以上に限定した上で、クライアント証明書を利用したTLSクライアント認証を実施すること。ただしシステム・サービス等の対応が困難な場合にはTLS1.2の設定によることも可能とする。その際、TLSの設定はサーバ/クライアントともに「TLS暗号設定ガイドライン3.0.1」版に規定される最も安全性水準の高い「高セキュリティ型」に準じた適切な設定を行うこと。なお、SSL-VPNを利用する具体的な方法によっては偽サーバへの対策が不十分なものが含まれるため、使用する場合には適切な手法の選択及び必要な対策を行うこと。また、ソフトウェア型のIPsec又はTLS1.2以上により接続する場合、セッション間の回り込み(正規のルートではないクロスセッションへのアクセス)等による攻撃への適切な対策を実施すること。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	⑦ 利用するネットワークの安全性を勘案して、送信元と相手先の当事者間で当該情報そのものに対する暗号化等のセキュリティ対策を実施すること。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	⑧ 医療機関等で用いる通信において、ネットワーク上で「改ざん」されていないことを保証すること。またネットワークの転送途中で診療録等が改ざんされていないことを保証できるようにすること。なお、可逆的な情報の圧縮・解凍、セキュリティ確保のためのタグ付け、暗号化・復号等は改ざんにはあたらない。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	⑨ ネットワーク経路でのメッセージ挿入、不正ソフトウェアの混入等の改ざん及び中間者攻撃等を防止する対策を実施すること。			
										13. ネットワークに関する安全管理措置 【遵守事項】	⑩ 施設間の経路上においてクラッカーによるパスワード盗聴、本文の盗聴を防止する対策を実施すること。			



								13. ネットワークに関する安全管理措置【遵守事項】				① 医療情報システムを、内部ネットワークを通じて外部ネットワークに接続する際には、なりすまし、盗聴、改ざん、侵入及び妨害等の脅威に留意したうえで、ネットワーク、機器、サービス等を適切に選定し、監理を行うこと。
								13. ネットワークに関する安全管理措置【遵守事項】				② 医療機関等がネットワークを通じて通信を行う際に、通信の相手先が正当であることを認識するための相互認証を行うこと。また診療録等のオンライン外部保存を受託する事業者と委託する医療機関等が、互いに通信目的とする正当な相手かどうかを認識するための相互認証機能を設けること。
								13. ネットワークに関する安全管理措置【遵守事項】				③ 医療情報システムにおいて無線LANを利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。 ④ 適切な利用者に限らず無線LANを利用されないようにすること。例えば、ANY接続拒否等の対策を実施すること。 ⑤ 不正アクセス対策を実施すること。例えばIMACアドレスによるアクセス制限を実施すること。 ⑥ 不正な情報の取得を防止するため、WPA2-AES、WPA2-TKIP等により通信を暗号化すること。 ⑦ 利用する無線LANの電波特性を勘案して、通信を阻害しないものを利用すること。
								18. 外部からの攻撃に対する安全管理措置				⑧ 医療情報システムに対する不正ソフトウェア混入やサイバー攻撃などによるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。 ⑨ 攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時切断 ⑩ 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の抑制のための当該混入機器の隔離 ⑪ 他の情報機器への波及の調査等被害の軽減のための業務システムの停止 ⑫ バックアップからの重要なファイルの復元(重要なファイルは数世代バックアップを複数方式(追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ間やネットワークから切り離したバックアップデータの保管等)で確保することが重要である)
	15. 技術的な対策の管理						⑬ 保守に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協議して検討すること。また、必要に応じて、保守を行うシステム関連事業者と契約やSLA等により管理項目について取決めを行うこと。	7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑭ 保守業務を行う事業者に対して、原則として個人情報を含むデータの持出しを禁止すること。やむを得ず持ち出しを認める場合には、企画管理者の承認を得て許諾すること。
								7. 情報の持出し・管理・破壊等				⑮ 保守作業等のどうしても必要な場合を除いてリモートログインを行うことができないように、適切に管理されたリモートログインのみに制限する機能を設けなければならない。
								8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置				⑯ メールやファイル交換にあたっては、実行プログラム(マクロ等含む)が含まれるデータやファイルの送受信禁止、又はその実行停止の実施、無害化処理を行うこと。なお、保守等でやむを得ずファイル送信等を行う場合、送信側で無害化処理が行われていることを確認すること。
								9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				⑰ 情報機器、ソフトウェアの改訂履歴、その導入の際に実際に行われた作業の妥当性を検証するためのプロセスを規定すること。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				⑱ 動作確認等の保守作業で事業者が個人情報を含むデータを使用するときは、保守終了後に確実にデータを消去することを求め、その結果の報告を求めること。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				⑲ 診療録等の外部保存を受託する事業者においては、診療録等の個人情報の保護を厳格に行う必要がある。受託する事業者の管理者であっても、保存を受託した個人情報に、正当な理由なくアクセスできない仕組みが必要である。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				⑳ 保守を実施するためにサーバに事業者の作業員(保守要員)がアクセスする際には、保守要員の専用アカウントを使用させ、個人情報へのアクセスの有無並びに個人情報にアクセスした場合の対象個人情報及び作業内容を記録すること。なお、これは利用者を模して操作確認を行う際の識別・認証についても同様である。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				㉑ リモートメンテナンス(保守)によるシステムの改訂・保守作業が行われる場合には、必ずアクセスログを収集し、保守に関する作業計画書と照合するなどにより確認し、当該作業の終了後速やかに企画管理者に報告し、確認を求めること。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				㉒ リモートメンテナンス(保守)において、やむを得ず事業者が、ファイルを医療機関等へ送信等を行う場合、送信側で無害化が行われていることを確認すること。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				㉓ 診療録等を保管している設備に障害が発生した場合等、やむを得ず診療録等にアクセスする必要がある場合も、医療機関等における診療録等の個人情報と同様の秘密保持を行うと同時に、外部保存を委託した医療機関等に許可を求めなければならない。
	15. 技術的な対策の管理						⑭ 医療情報システムの動作確認や保守においては、原則として個人情報を含む医療情報を用いないことを運用管理規程等に定めること。また、やむを得ず医療情報を用いる場合には、漏洩等が生じないために必要な対策を講じる旨を示し、その具体的な手順の策定を担当者に指示すること。	10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				㉔ 動作確認等の保守作業で事業者が個人情報を含むデータを使用するときは、保守終了後に確実にデータを消去することを求め、その結果の報告を求めること。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				㉕ 診療録等の外部保存を受託する事業者においては、診療録等の個人情報の保護を厳格に行う必要がある。受託する事業者の管理者であっても、保存を受託した個人情報に、正当な理由なくアクセスできない仕組みが必要である。
								10. システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置				㉖ 保守を実施するためにサーバに事業者の作業員(保守要員)がアクセスする際には、保守要員の専用アカウントを使用させ、個人情報へのアクセスの有無並びに個人情報にアクセスした場合の対象個人情報及び作業内容を記録すること。なお、これは利用者を模して操作確認を行う際の識別・認証についても同様である。
	15. 技術的な対策の管理						⑮ 医療情報システムで用いるシステム、サービス、情報機器等の品質を適切に管理し、必要に応じて、改修措置を講じること。品質の管理方法については、担当者と協議して検討すること。	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㉗ システムがどのような情報機器、ソフトウェアで構成され、どのような場合、用途で利用されるのかを明らかにするとともに、システムの機能仕様を明確に定義すること。
								9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㉘ 医療情報システムで利用するシステム、サービス、情報機器等の品質を定期的に管理するための手順を作成し、これに従った必要な措置を講じ、企画管理者に報告すること。
	15. 技術的な対策の管理						⑯ 情報機器、ソフトウェアの品質管理に関する対応を運用管理規程で定めるとともに、具体的な手順の作成と実施を担当者に指示すること。	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㉙ システムがどのような情報機器、ソフトウェアで構成され、どのような場合、用途で利用されるのかを明らかにするとともに、システムの機能仕様を明確に定義すること。
								9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㉚ 医療情報システムの目的に応じて速やかに検索表示又は書面に表示できるよう措置を講じること。
	15. 技術的な対策の管理						⑰ システム構成やソフトウェアの動作状況に関する内部監査を定期的の実施すること。	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㉛ システムがどのような情報機器、ソフトウェアで構成され、どのような場合、用途で利用されるのかを明らかにするとともに、システムの機能仕様を明確に定義すること。
								9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㉜ システムがどのような情報機器、ソフトウェアで構成され、どのような場合、用途で利用されるのかを明らかにするとともに、システムの機能仕様を明確に定義すること。
	15. 技術的な対策の管理						⑱ 医療情報システムが法令等で定められている要件を満たすよう適切に管理すること。特に「施行通知」、「外部保存通知」などで定める要件を満たしていることを確認し、調達においては当該要件を満たす内容とする。具体的な確認項目や、医療情報システムにおける実装内容については、担当者に確認の上、必要を検討を行うよう指示すること。	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㉝ 情報機器、ソフトウェアの改訂履歴、その導入の際に実際に行われた作業の妥当性を検証するためのプロセスを規定すること。
								5. システム設計の見直し(標準化対応、新規技術導入のための評価等)				㉞ システム更新の際の移行を行えるように、診療録等のデータについて、標準形式が存在する項目は標準形式で、標準形式が存在しない項目は変換が容易なデータ形式で、それぞれ出力及び入力できる機能を備えるようにすること。
								5. システム設計の見直し(標準化対応、新規技術導入のための評価等)				㉟ マスタデータベースの変更の際に、過去の診療録等の情報に対する内容の変更が起こらない機能を備えること。
								5. システム設計の見直し(標準化対応、新規技術導入のための評価等)				㊱ データ形式及び転送プロトコルのバージョン管理と継続性の確保を行うこと。保存義務のある期間中に、データ形式や転送プロトコルがバージョンアップ又は変更されることが考えられる。その場合、外部保存を受託する事業者は、以前のデータ形式や転送プロトコルを使用している医療機関等が存在する間は対応を維持すること。
								9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㊲ データ形式及び転送プロトコルのバージョン管理と継続性の確保を行うこと。また、見直し手段である情報機器、ソフトウェア、関連情報等は常に整備された状態にすること。
								9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項				㊳ 医療情報システムの目的に応じて速やかに検索表示又は書面に表示できるよう措置を講じること。





<p>5. 医療情報システム・サービス事業者との協働</p>				<p>7. 安全管理のための人的管理（従業員管理、委託先管理、教育・訓練、委託先選定・契約）</p>			<p>② 医療情報の外部保存の委託先事業者との契約には、以下の内容を含めること。          ー 委託元の医療機関等、患者等の許可なく保存を委託した医療情報を分析等の目的で取り扱わないこと。          ー 保存を委託した医療情報の分析等は正当な目的の範囲に限り許可されること。          ー 匿名化した情報であっても、匿名化の妥当性の検証を行う、及び院内周知等によって取扱いをしている事実を患者等に知らせるなどとして、個人情報保護に配慮した上で取り扱うこと。          ー 保存を委託する医療機関等に患者がアクセスし、自らの記録を閲覧できるように仕組みを提供する場合は、外部保存の委託先事業者に適切なアクセス権を設定し、情報漏洩や、誤った閲覧（異なる患者の情報を見せたり又は患者に見せられない情報が見えてしまう等）が起こらないように配慮すること。          ー 情報の提供は、原則、患者が受診している医療機関等と患者との間での同意に基づいて実施すること。</p>				<p>7. 情報の持出し・管理・破壊等</p>				<p>⑧ セキュリティ対策を十分に行うことが難しいウェアラブル端末や在宅設置のIoT機器を患者等に貸し出す際は、事前に、情報セキュリティ上のリスクと、患者等が留意すべきことについて患者等へ説明し、同意を得ること。また、機器に異常や不具合が発生した場合の問い合わせ先や医療機関等への連絡方法について、患者等に情報提供すること。</p>	
											<p>7. 情報の持出し・管理・破壊等</p>			<p>⑨ 患者等に医療情報を閲覧させる場合、医療情報を公開しているコンピュータシステムを通じて、医療機関等の内部のシステムに不正な侵入等が起こらないように、例えば、システムやアプリケーションを切り分け、ファイアウォール、アクセス監視、通信のTLS暗号化、PKI（Public Key Infrastructure：公開鍵暗号基盤）認証等の対策を実施すること。</p>		
	<p>5. 2. 2 体制管理</p>	<p>① 委託するシステム関連事業者に対して、業務実行体制を明確にし、医療情報の取扱い及び医療情報システムの管理に再委託を行う場合には、事前に医療機関等に情報を提供し、協議・合意形成を経た上で承認を得ること等を契約の内容に含めるよう、企画管理者に指示すること。</p>	<p>6.4C2(1)4 IUC1G)b</p>	<p>3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限</p>			<p>② 委託先事業者が契約に基づいて必要な対応を行っていることを定期的に確認するため、委託先事業者に報告を求めること。当該報告の結果、改善が必要である場合にはその旨を求めること。また委託先事業者からの報告内容については、経路別に報告し、承認を得ること。</p>									
<p>5.3 責任分界管理</p>		<p>① システム関連事業者に委託を行う際の責任分界の管理に関する重要性を認識し、医療機関と委託先事業者との間で責任分界を明確にし、認識の齟齬等が生じないよう、書面等により可視化し、適切に管理することを、企画管理者やシステム運用担当者に指示すること。</p>		<p>4.2.1の趣旨から新設</p>	<p>2. 責任分界</p>		<p>① 医療機関等において生じる責任の内容を踏まえて、委託先事業者その他の関係者との間で責任分界に関する取決めを行うこと。また、重要な委託等に関する責任分界については、取決めに当たり、事前に経路別の承認を得ること。</p>				<p>3. 責任分界</p>			<p>① 医療情報システムに関する情報システム・サービスの委託において、技術的な対応の役割分担を検討するため、情報システム・サービス事業者（以下「事業者」という。）から必要な情報の収集を行うとともに、提供された情報の内容が正確であることを事業者に確認すること。</p>		
					<p>2. 責任分界</p>						<p>3. 責任分界</p>			<p>② 事業者と技術的な対応に関する責任分界を調整する際に、要求仕様との適合性に関する確認を行い、医療機関等において実施する技術的な対応におけるリスク評価との間で齟齬が生じないことを確認し、齟齬がある場合には、必要な調整を行うこと。</p>		
					<p>2. 責任分界</p>						<p>3. 責任分界</p>			<p>③ 通常時の運用や、非常時の運用において発生する技術的な対応に関する役割分担を、委託先である事業者との間で調整し、企画管理者に対してその結果を報告すること。</p>		
											<p>3. 責任分界</p>			<p>④ サイバー攻撃等が生じた場合に、技術的な対応や対外的な説明に必要となる役割について、事業者と調整し、その結果を企画管理者に報告すること。</p>		
					<p>2. 責任分界</p>						<p>3. 責任分界</p>			<p>③ 通常時の運用や、非常時の運用において発生する技術的な対応に関する役割分担を、委託先である事業者との間で調整し、企画管理者に対してその結果を報告すること。</p>		
											<p>3. 責任分界</p>			<p>④ サイバー攻撃等が生じた場合に、技術的な対応や対外的な説明に必要となる役割について、事業者と調整し、その結果を企画管理者に報告すること。</p>		